

答申個第27号
平成27年3月23日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会長 佐伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成26年7月4日付け西区窓第23号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

異議申立人宛文書の不存在による非開示決定事案（諮問個第34号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年5月14日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「H23.12.2ごろ自宅に到着した特定事件についてのみの説明書類」（以下「本件文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、本件文書を保有していないとして、不存在による非開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年5月30日付けでその旨及び理由を次のとおり異議申立人に通知した。

請求に係る文書を出した記録がなく、現在保有していないため。

- (3) 異議申立人は、平成26年6月4日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書、及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）について
異議申立人が求めている文書は、「西京区役所市民窓口課発異議申立人宛の文書」かつ「平成23年12月2日頃到達した文書」である。
なお、異議申立人は本件の個人情報開示請求書に別紙として資料を添付している。当該添付資料については、異議申立人の手書きでの書き込みが多数あるが、異議申立人は、その書き込みを除いた文書を請求しているものである。

(2) 本件文書を不存在による非開示としている理由について

異議申立人が求めている文書については、それを送付した記録がなく、保管されている文書を探索したが該当する文書がなかったため、本件処分を行ったものである。

異議申立人に関わる文書については、平成23年6月10日以後、当時の課長及び係長が、異議申立人が西京区役所市民窓口課に持参した文書及び郵送した文書並びに同市民窓口課から異議申立人に郵送及びFAX送信した文書を保管していた。(各自が、それぞれ、どの文書を保管していたかは不明である。)

平成24年4月、課長の人事異動に伴い、新任課長に引き継ぐために、当時の係長が、前任課長の資料と当該係長の資料の中から、重複して保管していた資料や案件の引継に不必要な資料を不要分として処分し、一件ファイル(簿冊)として、種類ごとの時系列で整理したことを確認した。

異議申立人には、平成23年9月頃から何度も文書を送付しているが、そのうち平成24年1月12日に送付した文書に、本件文書と同様の内容が含まれていることから、内容が重複することを理由に、本件文書については引継ぎの際に不要と判断したと推測される。

また、本件文書については、京都市公文書管理規則別表第7項に規定する保存期間1年未満のものであり、廃棄しても文書管理上何ら問題がないものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

実施機関は、廃棄処分したので現在保有していない。すなわち毀棄した。

本件文書は再製に向けての説明(回答)であり、もっと言えば、再製後も必要である。(再製後に家裁に申出が必要となるケースもある。)平成26年3月別件家裁へ提出した。

「本件文書については、異議申立人に文字の訂正、更正等の協議のために送付した」との説明は偽証(嘘)である。訂正と更正は既に完了している。更正は平成23年6月10日に完了しており、この協議文書ではない。

この文書は法律行為をするために重要な書類であり、チャント引き継いでくれないと困る。西京区は前年度は重要文書だと言っていたのに、毀棄が大問題と分かると軽易な文書に偽証して変えた。

再製完了は(市民窓口課長が更正完了と言い張る)平成24年7月で、1年保存(内容が大事:再製がらみ、かつ、新旧課長間の引継文書)なので、平成26年3月の年度末まで保存である。

西京区が主張する軽易な文書（メモ）ではない。毀棄したくなる役所の過誤が全書類に書いてある。内容は戸籍法第24条に該当する重要な文書であり、核心は内容である。電磁的記録のゴミ箱行きになっているものも出してほしい。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、実施機関が、除籍の再製に関して、西京区役所区民部市民窓口課から異議申立人に宛てて発送し、平成23年12月2日頃到達した文書である。

(2) 本件処分について

実施機関の説明によると、本件文書は、平成24年4月の課長の人事異動による引継ぎのため、それまで当時の課長及び係長が個別に保存していた文書を簿冊にまとめた際に、不要であると判断して廃棄した可能性が高いとのことである。

実施機関の説明によると、本件文書は、除籍の再製をめぐる実施機関の取扱いに不満を抱いていた異議申立人とのやりとりの一部をなすものであり、引継ぎが行われたとされる平成24年4月は、除籍の再製の完了（平成24年7月20日）以前のことであるが、平成24年1月12日送付の異議申立人宛の文書に同様の内容が含まれていることから、内容が重複するため引継ぎの際に不要と判断したと推測されるとのことであった。

当審査会が検分したところ、当該文書は本件文書と同一ではないものの、ほぼ同趣旨の内容が記載されており、本件文書を、内容が重複するものとして引継ぎ時に廃棄したものと考えられるとする実施機関の説明には、特に不自然な点は認められないと判断する。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成26年	7月	4日	諮問（諮問個第34号）
	8月	4日	実施機関からの理由説明書の提出
	8月	18日	異議申立人からの意見書の提出
	12月	25日	実施機関の職員の理由説明（平成26年度第8回会議）

平成27年 1月22日 異議申立人の意見陳述（平成26年度第9回会議）

3月 3日 審議（平成26年度第10回会議）

3月23日 審議（平成26年度第11回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）